

## 食糧の安全・安心を図るために、農産物検査法及び食品表示法の 抜本的見直しを求める意見書

現行の農産物検査法は昭和 26 年、食糧不足の時代に国民に米を配給する必要性から、政府が食糧管理法(食管法)の下に、生産された米を全量、農家から買い上げる際の検査制度として制定された。その後、米の生産が過剰となり、平成 7 年に食管法が廃止となった以後も、同法は制定当時とほぼ変わらずに存続し、袋詰め精米に銘柄等を表示するための根拠法として現在に至っている。大きく変化した時代背景に即した見直しが行われておらず、外観を重視した規格により農薬の多使用が促されるなど、食の安全・安心を求める現在の消費者ニーズとは大きく逆行しているのが現状である。また、生産者が売り渡す際に生ずる等級価格差が小売価格に反映されていないなど、生産者のみに不利益となり、それが消費者の利益にもつながらず、一部の人にのみ利益になる現在の制度は、公正な制度とは言えない。

このため、現行検査制度による弊害を解消するため、農産物検査法を抜本的に見直し、以下の事項について早急を実施するよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

### 記

1. 現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること。
2. 農産物検査法「着色粒」規定の廃止。
3. 等級制の廃止。
4. 関連法である食品表示法の見直し。

平成 30 年 12 月 17 日

秋 田 県 大 仙 市 議 会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
農林水産大臣	吉	川	貴	盛	様
内閣府特命担当大臣	宮	腰	光	寛	様
(消費者及び食品安全)					
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様